

「おばまチケット第5弾（生活者応援事業）」 加盟店舗募集要項

ネ ス ト イ ン オ バ マ
N E S T - I N N - O B A M A プロジェクト実行委員会

1. 目 的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、市民の家計負担を軽減し、春からの新生活を応援するとともに、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的に、地域商品券「おばまチケット」を発行する。

2. 発行内容（予定）

- ① 販売価格 1セット2,000円（額面3,000円／内訳1,000円×3枚）
- ② 購入上限 1人2セットまで

3. 「おばまチケット」発行主体

N E S T - I N N - O B A M A プロジェクト実行委員会（小浜市市民福祉課内）

4. 参加条件

小浜市内に事業所、店舗等を有する事業者で、市内の店舗等に限り使用可能とすることができる者。ただし以下の事業者を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う事業所（ただし、同条第1項第1号から第3号を除く）
- (2) 性風俗関連特殊営業
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (4) 小浜市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

5. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は参加店舗における物品販売又は役務の提供などの取引において使用可能とする
- (2) 商品券の使用対象とならないもの
 - ① 出資や債券の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
 - ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

- ③ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
 - ④ 事業活動にともなって使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
 - ⑤ 土地や家屋、資産形成に資する商品の購入
 - ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い（ただし、同条第 1 項第 1 号 から第 3 号を除く）
 - ⑧ 医療費、調剤薬、介護保険等の保険適用に係る一部負担金の支払い
 - ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
 - ⑩ 当該商品券の交換又は売買
- (3) 商品券の現金との交換は禁止とする
 - (4) 商品券額面以下の使用の場合であっても釣銭は渡さないこと
 - (5) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと
 - (6) 商品券の盗難・紛失または偽造、変造、模造等に対して、発行者は責を負わない
 - ※ 商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります
 - ※ 上記の禁止行為、使用対象にならないものによる商品券の使用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合があります

6. 参加店舗の責務等

参加店舗は、次に掲げる事項を遵守すること

- (1) 参加店舗は商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布するポスターを消費者が分かりやすい場所に掲示すること
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認すること
- (3) パール印刷等偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、その旨を事務局に報告すること
- (4) 商品券の見本について、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての係員に周知すること
- (5) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため商品券裏面に参加店舗受領印の捺印及びサインすることとし、既に受領印及びサインがあるものは、受け取りを拒否すること
- (6) 商品券の交換及び売買を行わないこと
- (7) 有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金が可能とする
- (8) 実行委員会の事業運営に協力すること

7. 参加料

無料

8. 加盟店舗募集期間

第1次募集期間 令和6年1月9日（火）～令和6年1月26日（金）

第2次募集期間 令和6年1月29日（月）～令和6年5月31日（金）

※第1次募集期間を過ぎますと、参加店舗名をチラシに記載できない場合があります

9. チケット有効期間

令和6年3月11日（月）～令和6年6月23日（日）

※有効期間の過ぎた「おばまチケット」は無効とし、一切使用できません

10. 申込方法

別紙様式「加盟店舗登録申請書」をメール（shiminfukushi@city.obama.lg.jp）、もしくはNET-INN-OBAMAプロジェクト実行委員会（小浜市役所市民福祉課）に提出するものとする。

11. 換金について

① 換金が行える金融機関

（株）福井銀行、福邦銀行、小浜信用金庫、JA福井県若狭基幹支店

※小浜市内の店舗に限ります

② 換金取次期間

令和6年3月11日（月）～令和6年7月16日（火）

③ 換金日

月2回の換金日（15日、月末）を設定する。

- ・15日締めで取りまとめた分 → 月末支払い
- ・月末締めで取りまとめた分 → 翌月15日支払い

※振込日が休日の場合は、振込日が前後します

※申込状況によっては、登録に1ヶ月程度、時間を要する可能性があります

④ 換金・振込手数料

無料（手数料は本実行委員会が負担する）

⑤ 換金方法

使用済みのチケットとともに換金取次依頼書を各金融機関へ提出する

※換金取次依頼書は2月下旬から3月上旬までに郵送いたします

※現金への換金は応じかねますのでご了承ください

12. 協力依頼

- ・「おばまチケット」を使用しやすいような取り組みをしていただきますようご協力願います
(例) 1,000円、2,000円、3,000円の3種類のメニューを作り販売する等
- ・「市民の皆様と地域の事業者の方が一体となって地域を元気にしよう」という機運を高められる物やサービスの提供にご協力願います
(例) 活性化メニューの開発、商品提供時の明るい声掛けの徹底等

13. 今後のスケジュールについて

| | |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 令和6年1月9日(火)から 令和6年1月26日(金)まで | 加盟店舗の第1次募集期間 ※期間内にお申し込みいただくと、購入者にお渡しする チラシに店舗名を掲載いたします |
| 令和6年1月29日(月)から 令和6年5月31日(金)まで | 加盟店舗の第2次募集期間 ※購入者にお渡しするチラシに店舗名を掲載できない 場合があります |
| 令和6年2月下旬から 令和6年3月上旬まで | 本事業の参加店舗に対して、「店頭掲示用ポスター」「チ ケットイメージ」「換金マニュアル」等を郵送 |
| 令和6年3月11日(月) | おばまチケットの販売を開始 |
| 令和6年3月11日(月) | おばまチケットの使用を開始 |
| 令和6年3月11日(月)から 令和6年7月16日(火)まで | おばまチケット換金申込期間 (振込日は月2回、指定の口座へ振り込み) |
| 令和6年5月31日(金) | おばまチケットの販売を終了 |
| 令和6年6月23日(日) | おばまチケットの使用を終了 |

14. お問い合わせ先

NEST-INN-OBAMA プロジェクト実行委員会

(小浜市役所市民福祉課内)

TEL: 0770-53-1111

FAX: 0770-53-1016

MAIL: shiminfukushi@city.obama.lg.jp

担当: 鈴木